

1 地下水の概況

本県の豊富で清浄な地下水は、生活用水や工業用水として、県民の生活基盤を支えるとともに、「黒部川扇状地湧水群」にみられるように、本県の貴重な風土、自然環境を構成する要素にもなっており、まさに「水の王国とやま」を代表する県民共有の貴重な財産となっている。

このことを踏まえ、県では昭和51年に「富山県地下水の採取に関する条例」（昭和51年条例第1号。以下「地下水条例」という。）を制定したほか、平成4年には全国初となる、県内の平野部全域を対象とした「地下水指針」を策定し、地下水の保全対策として、開発行為に対する事前指導や地下水利用の合理化・節水、また、地下水涵養対策として、透水性舗装の導入や公共下水道における雨水浸透柵の設置などの各種施策を総合的に推進してきた。

この結果、本県における地下水採取量や地下水位は概ね横ばいに推移しているが、降雪設備が増加する中で記録的な大雪による取水障害が市街地で多く見られるようになったことや、気候変動により降雪量や融雪時期の変化が想定されること、地下水保全活動の次世代の担い手を育成する必要があることなど、引き続き取り組むべき課題がある。このような地下水を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和6年3月に地下水指針を改定し、本指針に基づき、地下水の保全・適正利用及び地下水の涵養を推進している。

本県における地下水の概況は以下のとおりである。

- ・ 地下水条例の指定地域における令和6年度の地下水採取量の状況については、用途別で見ると、工業用が最も多く、次いで道路等消雪用となっている。
- ・ 地下水位については、現在、氷見、高岡・砺波、富山、魚津・滑川及び黒部地域の32か所の観測井で観測を行っており、近年、全体的にみて大幅な変動はなく、概ね横ばいで推移している。
- ・ 地下水の塩水化については、富山新港を中心とした海岸部と小矢部川の河口付近等の一部にみられるが、近年はその範囲に大幅な変化はみられない。
- ・ 地盤沈下について、平成29年度に実施した富山市、高岡市、射水市及びその周辺地域における地盤変動量調査結果では、国が「地盤沈下が確認された地域」として公表している「年間沈下量10mm」を超える地点はなかったことから、問題が生じるレベルではないと考えられる。
- ・ 県内平野部全域を対象に消雪用等地下水利用実態調査を実施したところ、令和3年度の揚水量は全ての地下水区（17地下水区）において、適正揚水量の範囲内であった。
また、令和3年度における消雪用地下水揚水量は、全体の22%であった。
- ・ 近年、消雪用の揚水設備が年々増加しており、道路消雪関係機関の取組みや民間消雪設備への広報啓発活動、地下水の守り人の取組みなどを通じて消雪設備の節水対策が進んでいるが、現在も降雪時には市街地を中心として、地下水位が一時的に大きく低下することから、今後も節水や合理的な利用などの地下水保全施策を推進していく必要がある。